

人権理事会諮問委員会開催の予定

2017/08/04

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 19 会期が 8 月 7～11 日に開催される。この会期では、人権理事会から要請された研究テーマ、すなわち、ハンセン病患者とその家族に対する差別撤廃、同伴者のいない移住者の子ども・青少年、「持続可能な開発目標」の枠組み内での国内政策と人権、人権享受に対する開発の寄与、人権享受に対するテロの影響、ハゲタカファンドの活動と人権への影響、不正資金の未返還、人権の促進・保護に関する地域協定などについて討議が行われる予定である。諮問委員会は、人権理事会のシンクタンクとして 2008 年に設立された。人権理事会の要請に従って研究と調査に基づく助言を行い、年 2 回会合を開く。各国政府、国内人権機関、NGO、市民社会団体とも交流する。18 名の委員(アフリカ・アジア出身者各 5 名、中南米・欧米その他地域出身者各 3 名、東欧出身者 2 名)から構成され、日本の小畑郁さんも委員を務める。

世界の先住民族の国際デーに向けて 共同声明

2017/08/07

国連人権高等弁務官事務所

世界の先住民族の国際デー(8月9日)に向けて、先住民族問題に関する常設フォーラム議長、先住民族の権利に関する専門家機関、先住民族の権利に関する特別報告者が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。先住民族権利宣言が国連総会で採択されて10年になるが、先住民族はさらに大きな困難と権利侵害に直面している。彼らは人種主義、差別、基本的サービスへの不平等なアクセス、土地や資源の権利の喪失などの被害を受け、女性は性と先住民族を理由にした二重の差別を被っている。先住民族の権利擁護活動家は厳しく危険な状況下で活動している。殺害された人権擁護活動家は昨年だけでも25カ国で281人に上り(2014年の2倍以上)、その半数は先住民・土地・環境の権利保護の活動をしていたという情報もある。すべての政府に対して、先住民族権利宣言の文言と行動のギャップを埋め、先住民族出身のすべての人々の平等と完全な権利実現のために行動するよう求める。

拷問禁止委員会 個人通報と最終見解のフォローアップを討議

2017/08/09

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会では、個人通報のフォローアップについて討議が行われた。担当の委員に代わって事務局が報告し、庇護に関するフィンランドのケース、デンマークからロシアへ送還されたケースの現状を説明した。続いて、締約国の定期報告書に対する最終見解のフォローアップについて討議が行われた。担当の委員は、複数の国ではフォローアップ手続きの遵守に改善がみられるが、督促状を送付したにもかかわらず報告しない国もあると述べた。積極的に評価できる各国の対応としては、報告書の早期提出、追加の情報の提出、緊急情報の要請に応えた部分報告書の提出、表（最終見解の実施状況、関係者への情報提供・奨励、予算）の添付、警察労働組合からの情報提供を挙げた。そしてフォローアップ全体の50%の情報は満足でき勧告と直接関連しており、最終見解が実施されたと評価できる、40%の情報は広範だが勧告と完全には合致していない、10%は満足できる情報ではないと述べた。

障害者権利委員会開催の予定

2017/08/09

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 18 会期が 8 月 14～31 日に開催される。この会期では、パナマ、モロッコ、モンテネグロ、ラトビア、ルクセンブルク、英国による障害者権利条約の実施措置が審査される。また、平等と無差別の権利(条約 5 条)に関する一般討議、自立した生活と地域社会への包容の権利(条約 19 条)に関する一般的意見起草作業部会の中間報告の検討、個人通報の審理なども予定されている。障害者権利条約(2006 年採択、2008 年発効)は、すべての障害者のあらゆる人権・基本的自由の完全・平等な享有を促進・保護・確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。173 カ国と EU が批准している。選択議定書(2006 年採択、2008 年発効)は、個人通報を審理する委員会の権限を規定する。現締約国は 92 カ国であるが、日本は批准していない。委員会は 18 名から成り、日本の石川准さんも委員を務めている。

拷問禁止委員会第 61 会期閉幕

2017/08/11

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 61 会期が閉幕した。今日の会合では、拷問等禁止条約の実施に関するアンティグア・バーブーダ、アイルランド、パナマ、パラグアイの報告書に対する最終見解と勧告が採択された。送還の禁止(条約 3 条)に関する一般的意見草案の第 1 読会が前会期で終了し、この草案に対して各国政府・国連機関・地域機関・学識経験者・市民社会代表などから多くの意見が寄せられている。今会期中には、これらの意見の検討も行われた。第 62 会期は 11 月 6 日～12 月 6 日に開催され、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カメルーン、モーリシャス、モルドバ、ルワンダ、東ティモールの報告書の審査が行われる予定である。また、精神科施設での虐待に関する討議、拷問防止小委員会との会合、地域裁判所との会合などが行われ、送還の禁止に関する一般的意見草案の検討も引き続き行われる予定である。

人権理事会諮問委員会第 19 会期閉幕

2017/08/11

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 19 会期が閉幕した。今会期では 2 つの勧告が採択された。1 つはハゲタカファンドの活動と人権への影響に関するもので、諮問委員会は人権理事会第 39 会期に提出する最終報告書の起草グループを設置し、同時に、人権理事会に対して最終報告書の提出期限を第 40 会期に延期するよう求める勧告を採択した。もう 1 つは不正資金の未返還に関するものである。諮問委員会は、不正資金の流れと本国への未返還が人権享受にもたらす影響、「2030 アジェンダ」の達成のために未返還の不正資金を活用する可能性などについて討議し、人権理事会に対して調査報告の提出期限を第 39 会期から第 42 会期に延期するよう求める勧告を採択した。諮問委員会はこの他、ハンセン病患者とその家族に対する差別撤廃、同伴者のいない移住者の子ども・青少年などについても討議を行った。第 20 会期は 2018 年 2 月 19～23 日に開かれる予定である。

障害者権利委員会第 18 会期開幕

2017/08/14

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 18 会期が開幕した。今会期では、パナマ、モロッコ、モンテネグロ、ラトビア、ルクセンブルク、英国による障害者権利条約の実施措置が審査される。開会のあいさつを行った人権高等弁務官事務所の代表は、人権理事会は今年 7 月に障害者の権利に関する特別報告者の任期を 3 年延長したこと、6 月の第 10 回障害者権利条約締約国会議で、委員会委員のジェンダーと地域的配分の確保が重視されたことなどを報告した。委員長は、締約国会議で 25 カ国が、障害に関する統計収集の手段として「ワシントン・グループの短い質問群(the Washington Group Short Set of Questions)」の活用を約束する共同声明を発表したことなどに言及した。事務局の代表は、これまでに 107 カ国から報告書の提出があり、そのうち 55 の報告書が審査されたが、52 の報告書は審査未了であると報告した。この他、ユニセフ、WHO、赤十字国際委員会など 10 の機関・団体の代表も発言した。

障害者権利委員会 平等と無差別に関する一般討議

2017/08/25

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会では、障害者権利条約5条(平等と無差別)に関して、一般的意見を作成することを視野に入れて、3つのパネル・ディスカッションが行われた。第1のパネル・ディスカッションでは、障害に基づく様々な形態の差別が明らかにされ、反差別法の対象となる障害者の範囲、障害に基づく差別と交差するジェンダー・宗教・人種・性的指向など他の差別の理由について、討議が行われた。第2のパネル・ディスカッションでは、障害に関わる平等と無差別の司法判断と実施がテーマとして取り上げられた。具体的には、原則や権利としての平等と無差別の問題が検証され、司法判断と実施を確保するために必要な前提条件、立法と司法から得る教訓について、討議が行われた。第3のパネル・ディスカッションでは、合理的配慮、特別措置、施設・サービス等の利用の容易さの概念と法的性格が検証された。

人種差別撤廃委員会第 93 会期閉幕

2017/08/25

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 93 会期が閉幕した。今日の会合では、会期中に審査が行われたクウェート、ロシア、アラブ首長国連邦、エクアドル、ジブチ、タジキスタン、カナダ、ニュージーランドの報告書に対する最終見解が採択された。また、今会期中には、早期警戒措置・緊急手続に基づいた米国とナイジェリアに関する決定が採択された。さらに、報告書の提出が遅れている 26～27 カ国との非公開の会合、審査対象であった国々の状況に関する NGO との会合、個人通報の審理なども行われた。第 94 会期は 11 月 20 日～12 月 8 日に開かれ、人種差別撤廃条約の実施に関するアルジェリア、オーストラリア、ベラルーシ、ヨルダン、セルビア、スロバキアの報告書の審査が行われる予定である。

強制失踪被害者のための国際デーに向けて専門家が共同声明

2017/08/29

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪被害者のための国際デーに向けて、強制失踪委員会と強制失踪に関する作業部会が強制失踪条約への批准を求める共同声明を発表した。内容は以下のとおり。どのような理由があろうとも、強制失踪条約が普遍的に批准されないことを正当化することはできない。各国は条約を批准し、新たな法律を導入し、条約の現実的適用を確保すべきである。条約を批准することによって、各国は被害者の正義と不処罰撲滅を確保し、強制失踪の終焉に一步近づくことになる。強制失踪に関わる活動を行う人々に対する威嚇・脅迫・非難・報復に関する報告が続いている。彼らは脅迫の対象ではなく、支援・保護の対象でなければならない。われわれは、強制失踪の被害者とその家族、彼らの真実と正義の闘いを支援する人々との連帯・支援を再確認したい。断固たる意志を持って、被害者を支援する活動を続けていく所存である。

障害者権利委員会 自立した生活に関する一般的意見採択

2017/08/29

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会では、障害者権利条約 19 条(自立した生活の権利)に関する一般的意見 5 号が採択された。一般的意見は、各国が条約上の義務を実施する際の指針となるものである。条約 19 条は、(1)居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選択する権利、(2)在宅サービス、居住サービス、地域社会支援サービスを利用する権利、(3)障害者のニーズに対応した、地域社会サービス・施設を、他の者と平等に利用できる権利を規定する。一般的意見 5 号は 19 条の内容を明確にし、自立した生活の権利、「地域社会に包容される」「自立した生活施設」「個別の支援」などの概念の解釈を行っている。また、施設への入所に代えて、自立した生活のための支援サービスを提供する政府の義務と措置、障害者の自立した生活と地域社会への包容の妨げとなる差別的な政策・法・実行を廃止・改正する政府の義務と措置について述べている。

移住労働者権利委員会 開催の予定

2017/08/30

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 27 会期が 9 月 4～13 日に開催される。この会期では、エクアドル、インドネシア、メキシコの移住労働者権利条約の実施状況が審査される。移住労働者権利条約(1990 年採択)は、すべての移住労働者とその家族に対して、いかなる区別もなしに、移住のすべての期間に適用され、移住労働者とその家族について次のようなことなどを規定している。例えば、出身国を含めていずれの国からも自由に離れることができること、いつでも出身国に入国し居住する権利を有すること、生命の権利は法律によって保護されること、拷問または残虐・非人道的・品位を傷つける取扱いや刑罰を受けないこと、奴隷状態に置かれないこと、強制労働に服することを要求されないことなどである。現締約国は 51 カ国であり、移住労働者権利委員会は 14 名の委員で構成されている。日本はこの条約を批准していない。

強制失踪委員会開催の予定

2017/08/30

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第13会期が9月4～15日に開催される。この会期では、ガボンとリトアニアの強制失踪条約の実施状況が審査される。また、条約締約国、国連機関・国際機関、国内人権機関、NGO・市民社会とそれぞれ別個の会合も行われる。さらに、個人通報、緊急行動要請の検討も行われる予定である。強制失踪条約は2010年に発効した。現締約国は、日本を含む57カ国である。条約は、いずれの者も強制失踪の対象とされないこと、戦争状態・戦争の脅威・内政の不安定その他公の緊急事態であるか否かにかかわらず、いかなる例外的な事態も強制失踪を正当化する根拠として援用できないことなどを規定している。条約の主な目的は、強制失踪について処罰を免れることがないよう取り組み、再発を防止し、真実を知り賠償を受ける失踪者とその家族の権利を保障する政府の責任を確保することにある。強制失踪委員会は10名の委員からなり、日本の寺谷広司さんも委員を務める。